

# 定額給付金・新生児へ対象拡大! 第2波に備え検査体制、くらし営業充実を

日本共産党八王子市議会議員団は6月8日の市議会本会議で、第3次補正予算について新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る取り組みを強化する立場から、PCR検査の実施拡大、中小企業や学生支援、学校再開にあたっての教員を増やし、少人数学級の実現を求めました。

## 定額給付

### 新生児の対象 拡大 (市長答弁)

● 党市議団は、国が示す給付金の基準日(4月27日)以降に、生まれた子どもが1人10万円給付や児童手当の加算を受けられないことに対し、対象を拡大することを求めました。市長から「5月31日までに生まれた新生児も対象となるようにする」と答弁がありました。

## PCR検査

### 市独自の基準 で検査対応を

● 党市議団は、家族が発熱し、保健所や接触者外来にいくらかけてもつながらない、直接保健所にいっても「本人以外にはPCR検査担当病院を紹介しない」と対応されたこと、また受診・相談した患者さんの中には、「新型コロナではない」と診断され検査に至らずに亡くなられた事例を紹介し、市独自の判断で検査を拡充するよう求めました。

## 学生支援

### 市独自の学生 支援対象を広げよ

● 党市議団は、市の補正予算で、大学等に通う市在住または市内出身の学生800人を対象に1人10万給付することは評価するが、多くの学生には支援が届かない実態を示し、市独自の学生支援をさらに進めることが必要だと迫りました。



## 事業支援

### すべての中小企業者 を守る支援を

● 党市議団は、これまで寄せられている事業者のリアルな実情を明らかにしました。ある経営者は「緊急事態宣言が出されて以降、営業しているだけで悪者扱いされる。営業する側も感染リスクが怖いので、財政支援、休業補償が出て生活に困らないのであれば、ぐにでも閉じたい」「単月でみると4割強の減収で対象外となり、3か月連続で3割以上減収になったら、そもそも事業自体継続できない。基準が厳しい」と語ります。国や都の制度の対象外となっている事業者に市独自の支援を求めました。

## 学校教育

### 教員を増やし、 少人数学級実現を

● 党市議団は、先の見えないコロナの影響から中小事業者の事業を継続できるように財政支援のほかに、住宅リフォーム助成やリニューアル助成制度の創設など新たな需要を喚起する取り組みを求めました。

● 党市議団は、先の実態調査では、5人に1人がコロナによる収入減で退学の検討をしています。国の学生支援の対象は10人に1〜2人程度と限られています。

● 党市議団は、市独自の学生支援対象を広げよ。高等教育無償化プロジェクトFREEの実態調査では、5人に1人がコロナによる収入減で退学の検討をしています。国の学生支援の対象は10人に1〜2人程度と限られています。

● 党市議団は、学校の柔軟な運用について通知しています。夏季休暇も縮小され、学校の変則的な対応で児童生徒はもちろん、教職員の負担も大変な状況です。

● 党市議団は、こういふ時だからこそ、市の学力テストは行わずに、児童生徒・教員の負担軽減を図り、授業の遅れに対する学習の定着・心理的ケアのための時間等に充てるべきだとただしました。

● 党市議団は、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、より充実したきめ細やかな学校教育ができるよう、今こそ少人数学級の実現を求めました。

# 収入が減少した世帯へ国保税減免できます

6月から国民健康保険税の納税通知書が郵送されます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「とてもじゃないけど払えない！」という声が寄せられています。厚生労働省は4月8日、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業収入等が3割減少した世帯に対し、自治体が国保料・税の減免を行った場合に、国が市町村に財政支援を行う事務連絡を行いました。支援対象の期間は2020年2月1日から21年3月31日です。

高い国保税でお困りの方、減免申請など制度が分からず不安という方は、党市議団にご相談ください。

※該当する方は必ず保険年金課まで  
でんわ620 - 7236

## ● 減免対象となる世帯の要件と減免の割合

1. 世帯主が新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯

→ 対象となる期間の保険税全額が免除

2. 事業収入等の減少が見込まれる世帯

(1) 今年度の事業収入が新型コロナの影響で最も減少した月と前年収入の平均額とくらべて3割以上減少

(2) 前年の合計所得が1,000万円以下

(3) 事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

※上記(1)～(3)すべてに該当する方

→  
・前年の合計所得が300万円以下の方は全額免除  
・その他、所得金額に応じて減額

3. 新型コロナの影響で離職または事業の廃止をした世帯

→ 減額または免除

## 医療機関に対する支援 1次補正予算で実現

### ● 病床確保支援

(1) 患者受入支援事業

新型コロナ患者受け入れのために病床を確保した場合に、1病床当たり12,000円/日を補助

(2) 外来診療体制支援事業

新型コロナ外来(帰国者・接触者外来)を設置した場合に、都補助額の1/2を補助

(3) 高齢者等居場所確保事業

陽性患者の同居人(高齢者・障害者・子どもなど)の居場所確保入院費の全額を補助

(4) 感染症対策支援事業

感染症対策として実施する研修等に係る経費を補助

### ● 医療従事者支援

(5) 医療従事者支援事業

医療従事者に対し支給する手当等に係る経費に対して、1病床当たり12,000円/日を補助

※市内の医療機関のコロナ病床状況

4病院 159床

※上記支援のうち(3)(4)は2021年3月31日まで実施



## くらしの情報

## ● 市民の声にこたえて施設の利用再開が早まります！

### 市民集会所の利用再開

● 6月15日(月)から再開

▽ 利用申込・抽選等の時期

(1) 6月15日(月)から6月30日(火)までの利用分

利用日の1週間前の当日の午前8時30分に各市民集会所の窓口で申込、その場で抽選。その後随時申込受付。

※利用日が土曜日、日曜日の場合は金曜日に申込、抽選

(2) 7月以降の利用分

感染予防に留意した申込方法について調整中

### スポーツ施設の利用再開

● 6月6日(土)から再開

屋外運動施設

(野球場、ソフトボール場、サッカー場、少年野球場、少年サッカー場等)

● 6月8日(月)から再開

体育館(3館)

(富士森・甲の原・総合体育館の貸切利用のみ※個人利用を除く)



※戸吹スポーツ公園スケートスケートパーク、富士森・上柚木公園陸上競技場、体育館(3館)の個人利用については準備が整い次第再開する。

▽ 利用申込み・抽選等の時期

(1) 屋外運動施設

5月29日(金)から施設予約システムにて随時申し込み可能。

(2) 体育館

6月4日(木)から施設予約システムにて随時申し込み可能。

### 市民センターの利用再開

● 6月15日(月)から再開

利用申込み・抽選等の時期

(1) 6月15日(月)から6月30日(火)までの利用分

利用日の1週間前の当日の午前9時に各市民センターの窓口で申込み。その場で抽選。

(2) 7月1日(水)から8月31日(月)までの利用分

6月15日(月)～6月20日(土)までにホームページ・FAX・窓口で申込み。その後、抽選。